

## 有機フッ素化合物 (PFAS)について 2025年1月時点

水道水におけるPFOS 及びPFOA の取扱いについては現在、国が水質基準逐次改正検討会の中で所要の検討を進めています。現時点で検討会で公開されているPFAS規制の方針情報をまとめました。

### 令和2年度～令和4年度の水道統計(PFOS及びPFOA)

水道事業者等が給水栓水で実施したPFOS及びPFOA の3ヶ年の測定結果の集計。

	測定地点数	検査結果(ng/l)				
		検出せず	5以下	5～25	25～50	50超
令和2年度	589	452	51	69	12	5
令和3年度	1247	1029	63	136	17	2
令和4年度	1503	1166	130	185	21	1

	測定地点数	単位：%				
		不検出	5以下	5～25	25～50	50超
令和2年度	589	76.7	8.7	11.7	2.0	0.8
令和3年度	1247	82.5	5.1	10.9	1.4	0.2
令和4年度	1503	77.6	8.6	12.3	1.4	0.1

### 目標値の検討

現行の水質管理目標設定項目を水質基準項目に見直すこととしてはどうか。また、その値については評価書においてPFOS、PFOAそれぞれについてTDI(\*)として20ng/kg 体重/日 が示されていることを踏まえて、我が国の水道水の水質基準値等の設定で通常用いられている体重50kg、一日当たり摂取量2L、また、水道水の割当率については10%を用いて50ng/Lを基本としてはどうか。

(\*)耐容一日摂取量 (TDI : Tolerable Daily Intake) : 人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと推定される体重1g当たりの1日当たり摂取量。(厚労省)

現在の暫定目標値の考え方と同様、安全側を見て合算値として50ng/Lを採用することとしてはどうか。

### 検査頻度

PFOS 及びPFOA は病原微生物の混入を疑わせる指標にはならず、水質基準項目の有機化合物は3ヶ月に1回の頻度で規定されていることから、PFOS 及びPFOA も3ヶ月に1回を基本としてはどうか。

## 有機フッ素化合物 (PFAS)について 2025年1月時点

### 簡易水道事業において

3ヶ月に1回の検査回数を基本とするものの、施行以前に行われた検査結果からPFOS及びPFOAが検出される可能性が小さい場合、検査回数を6ヶ月に1回に軽減できる。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)から検出される可能性が更に小さい場合には、検査回数を1年に1回に軽減できる。ただし、検査の結果、PFOS及びPFOAが基準値の1/5(10ng/l)を超える場合は、検査回数を3ヶ月に1回とする。

### 水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業において

3ヶ月に1回の検査回数を基本とするものの、受水元である水道用水供給事業における検査結果を確認し、その結果が基準値の1/5(10ng/l)以下である場合、自らが実施する検査回数を1年に1回に軽減できる。ただし、水道用水供給事業又は水道事業における検査の結果、PFOS及びPFOAが基準値の1/5(10ng/l)を超える場合は、検査回数を3ヶ月に1回とする。と  
してはどうか。また、専用水道についても同様の考え方を用いてはどうか。

### 検査回数の減について

水道法施行規則第15条第1項第3号ハ(\*)を適用できることとしてはどうか。

(\*)過去3年間の検査結果が水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

### 検査の省略について

PFOS及びPFOAにおいては、「過去の検査」の範囲について明確にすることが困難であることから、現時点においてはこの規定を適用しないこととし、施行後一定期間を経過した後に改めて検討することとしてはどうか。

### 検査方法について

PFOS及びPFOAの検査方法を告示法に追加する。具体的な検査方法については、「水道水質検査法検討会」において検討するが、現時点においてはLC/MS 又はLC/MS/MS(液体クロマトグラフ質量分析計)を用いた方法とすることを検討中。

### 施行時期について

水道事業者等がPFOS及びPFOA対策として実施する設備工事等の対応、登録水質検査機関等がPFOS及びPFOAの検査実施に向けた対応を行うため、施行については令和8年4月1日としてはどうか。

## 有機フッ素化合物 (PFAS)について 2025年1月時点

### 基準達成のための方策について

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」に基づき、水道事業者、専用水道の設置者は利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ給水を継続するという対応も考えられる。

### その他

PFOS及びPFOAについて水質基準項目とする場合、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)における要領中、「4. 1) ②飲用井戸等の検査」における定期の水質検査の項目にPFOS、PFOAを例示することとしてはどうか。

### ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) について

現時点においては、PFHxSについては、引き続き要検討項目に位置づけ、PFHxS の水道水中における検出状況の把握に努めるとともに、リスク管理の方策に関する知見の蓄積を行うこととしてはどうか。

### PFAS 類として対象とする物質について

PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、GenXをPFAS 類として要検討項目に位置づけることとしてはどうか。

以上が現時点での水道水におけるPFOS 及びPFOA の取扱いについてのまとめとなります。PFAS(PFOS及びPFOA)については令和8年4月1日の施工日を以って水道水質基準項目とする事を予定している様です。検査回数の減及び省略なども案が出ています。水道事業活動を行っている皆様や専用水道施設の管理者様などにおかれましてはPFASの規制に備え水質検査を実施し現状を把握されても宜しいかと存じます。弊社ではPFAS分析を実施しており自治体等からの実績も御座います。気になる点がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

### ヒロエンジニアリング株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東1-14-11

ヒロキビル (受付・検体持込は1階)

TEL 03-3832-8451 FAX 03-3833-6674

URL <http://www.hiro-ec.jp/>

計量証明事業登録 東京都濃度第600号

建築物飲料水水質検査業登録 東京都58水第45号

建築物空気環境測定業登録 東京都63空第140号

ISO/IEC17025:2005 ASNITE 0118T (試験所の国際標準認定)

厚生労働省登録水質検査機関(厚生労働大臣登録第266号)